

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年12月1日から18年3月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年12月から15年3月までは11万円に、同年4月から18年2月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から18年3月31日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によって気付いたが、A社に勤務していた期間のうち、申立期間において、実際に支給されていた給与と比べ著しく低い標準報酬月額になっているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年12月1日から18年3月31日までの期間について、申立人は平成15年及び16年分確定申告書を所持しているところ、16年11月分の給与支払明細書から、16年分確定申告書に記載されている社会保険料額の内訳が推認でき、推認される厚生年金保険料額はオンライン記録における標準報酬月額に見合う社会保険料額を超えている上、申立人は「平成15年以降は、毎月一定の給与が支給されていた。」旨を述べている。

また、平成17年5月及び同年7月分の給与支払明細書から、平成17年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料額の内訳が推認でき、推認される厚生年金保険料額はオンライン記録における標準報酬月額に見合う社会保険料額を超えている。

さらに、平成18年に係る課税データ及び雇用保険被保険者離職票から、申

立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年12月1日から18年3月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の確定申告書、給与支払明細書及び課税データで確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成14年12月から15年3月までの標準報酬月額を11万円に、15年4月から18年2月までの標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の確定申告書、給与支払明細書及び課税データにおいて確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の確定申告書、給与支払明細書及び課税データから確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年4月1日から14年12月1日までの期間について、申立人は、平成13年及び14年分確定申告書を所持しているものの、当該年に係る給与明細書を所持していないことから、当該確定申告書に記載されている社会保険料額の内訳を推認することが困難である上、当該年のうちの一部期間に係る金融機関における取引履歴明細表によると、給与振込の無い月や極端に振込額が低額である月が確認でき、これらのことから、当該確定申告書をもって、平成13年及び14年について、申立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えていたとまでは認められない。

また、平成8年4月から13年6月までの金融機関における取引履歴明細表を確認したものの、給与振込の無い月が散見される上、当該資料からは、保険料控除額を確認及び推認することができない。

さらに、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年4月1日から14年12月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

昭和31年にA社に入社して同社C支店に配属された後、37年7月に同社D支店に転勤するまで継続して同社C支店において勤務していた。途中で退職及び転勤の事実が無いのに申立期間が被保険者期間となっていないため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月30日にA社における被保険者資格を喪失し、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年6月1日に同支店において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、A社C支店元従業員の証言から、申立人は、申立期間において、同支店に勤務していたと認められる。

また、申立期間当時のA社C支店の社会保険・給与事務担当者の回答から、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、A社C支店は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 2 月 7 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 5 日まで

国の記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであるとされているが、私は、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えもないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 10 か月後の昭和 40 年 9 月 30 日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 38 年 10 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、本来、脱退手当金を支給する場合、請求日以前の全ての被保険者期間がその計算の基礎とされるものであるが、A社B工場及びC事業所における申立人の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。同期間を管理する厚生年金保険記号番号は、申立期間とは別番号ではあるが、このうち、A社B工場は申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった事業所であることから、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

岡山国民年金 事案 963 (事案 824 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月、7年3月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月
② 平成7年3月
③ 平成7年6月

申立期間①については、平成4年4月から5年3月までの期間と6年3月の国民年金保険料をまとめて、同月に市役所窓口で納付した。また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年3月31日に、申立期間③については、同様に同年6月2日に、それぞれ市役所で納付したとして、未納又は未加入となっている申立期間の記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

その後、新たな資料や情報は無いが、納付できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年5月31日に払い出されている上、申立人が居住する市が保管する国民年金の電算記録から、申立人に係る同年3月の国民年金保険料は、同年5月以降に過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられること、ii) 平成4年度の保険料に係る納付書が発行された時点では、申立期間①の保険料に係る徴収権が時効により既に消滅していたため、同納付書に同期間の保険料が含まれていなかったものと推認できること、申立期間②に係る申立てについては、オンライン記録から、申立人の同期間に係る国民年金被保険者資格の得喪については、平成7年8月に入力処理されていることが確認でき、申立人は、申立期間②の時点においては、国民年金の被保険者となっておらず、申立人の主張には不自然な点が見受けられること、申立期間③に係る申立てについては、i) オンライン記録上、申立人が同期間に係る加入手続を行ったことが確認できないこと、ii) 申立人は、平成7年6月5日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しており、同月2日の時点で国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付したと

は考え難いこと、などとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所において納付したのは間違いないと主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年4月までの期間、同年12月から51年7月までの期間及び同年10月から平成7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から50年4月まで
② 昭和50年12月から51年7月まで
③ 昭和51年10月から平成7年9月まで

国民年金については、親から会社を辞めたら手続しないと聞かされていたので会社を辞める都度手続をして保険料を払ったのに、国民年金の記録が無かった。払っていた国民年金の保険料額は覚えていないが、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入届は平成16年4月20日に処理されていることがオンライン記録で確認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を当時居住していた市で行ったと申し立てているが、申立人の住民票は当時居住していた市とは別の市にあったことが確認でき、当時居住していた市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立ては不自然である。

さらに、申立期間③については、住民票は加入手続を行ったとする市にあったことは確認できるが、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶は明確ではない。

加えて、申立期間は合計3回で251か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理ミスを複数の行政機関が同一人に対して同様に繰り返すことは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 965 (事案 934 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から22年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から22年6月まで
未納となっている申立期間について、保険料の免除申請をしていた記憶があるので、記録の訂正を申し立てたが、「長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い」などとして認められなかった。私の厚生年金保険被保険者記録は40年以上の長期間にわたり放置されていたのだから、上記の理由には納得できず、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録から、申立人の基礎年金番号は、国民年金保険料の免除申請が行われた平成23年5月10日に初めて付番されていることが確認できることから、申立人は同番号が付番される以前においては国民年金に加入していなかったものと考えられ、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない、ii) 申立期間は226か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、平成17年7月より前の免除申請は、毎年度申請して承認を受ける必要があるが、申立人は、「申立期間当時の免除申請は、平成3年から6年頃までの間に一度しか行っていない。」と述べているなどその主張には不自然な点が見受けられるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、「年金記録の確認のお知らせ」を提出し、これをもって、行政の記録管理に誤りが長期間生じ続けているのであるから、上記通知の長期間にわたる行政の記録管理の誤りの連続は考え難いとの理由は納得できないと主張している。

しかしながら、申立人に送付された「年金記録の確認のお知らせ」は、平

成9年1月に個々の年金記録を一括して管理（住所を含む。）するための基礎年金番号制度が導入された当時、公的年金に加入していなかったため同番号が付番されなかった申立人に対し、住基ネットの情報と突き合わせて社会保険庁（当時）が管理していた年金記録の確認を申立人に行うためのものであることから、これを行政の記録管理の誤りと評価することはできない。

したがって、申立人が提出した資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 45 年 6 月までの期間及び 48 年 4 月から 51 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 45 年 6 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 51 年 5 月まで

申立期間①については、昭和 43 年 7 月頃に A 市 B 区役所へ転入届を提出した際、国民年金の加入手続を勧められた。その際、同区役所の窓口にて加入手続を行い、数日後に納付書によって国民年金保険料を同区役所の窓口にて納付したにもかかわらず、この期間が未納となっている。

また、申立期間②については、昭和 48 年 4 月頃に C 県 D 市に転居した後、納付書によって D 市役所の窓口にて納付しており、その後も、E 銀行 F 支店にて納付書によって納付した記憶があるのに未納となっている。

申立期間については、月額 3,500 円から 7,000 円程度の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び G 市の保管する被保険者名簿から、申立人には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、先に払い出されている国民年金手帳記号番号については、昭和 44 年 8 月 18 日に A 市 H 区において払い出されていることが確認できるが、申立期間①について、同市の国民年金保険料の納付は印紙検認方式で 3 か月ごとに行われており、窓口にて納付書により国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②について、D 市は、納付書方式による納付開始時期は昭和 50 年 7 月であると回答しており、申立期間②のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間において、納付書によって納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、月額 3,500 円から 7,000

円程度の保険料を納付したと主張するが、当該金額は実際の保険料額と大きく異なる。

加えて、申立人の申立てに係る国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付場所等）に関する記憶は曖昧である上、それが納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年8月までの期間、同年10月から43年12月までの期間及び45年12月から49年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から同年8月まで
② 昭和40年10月から43年12月まで
③ 昭和45年12月から49年10月まで

申立期間当時に勤務していた事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民健康保険と国民年金に加入し、保険料を納付していた。保険料の滞納があれば督促状が届くはずであるが、そのようなものを受け取った覚えはないので、保険料は全て納付しているはずであり、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、昭和51年6月にA市において国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この時点では申立期間のうち49年3月以前の期間の国民年金保険料は時効により制度上納付することができない。

また、昭和43年9月にB市において払い出されている国民年金手帳記号番号は、申立人に対するものとも考えられるが、同記号番号に係る国民年金被保険者名簿に、保険料の納付又は免除の記録は無い。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は合計94か月に及んでいるが、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 41 年 8 月 9 日から 42 年 1 月 1 日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 41 年 6 月 1 日、同資格喪失日が同年 8 月 9 日となっているが、私は、その前に勤務していたB事業所を退職後すぐにA社に就職し、1年程度は勤務していたため、同社での資格取得日をB事業所での資格喪失日である 41 年 1 月 1 日に、資格喪失日とその 1 年後の 42 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致している上、申立人が氏名を記憶していた同僚及び申立人と近い時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚のうち、住所の判明した 20 人に照会したところ、10 人から回答を得たが、9 人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶していた者からも申立期間における勤務実態について具体的な供述を得られない。

また、申立人が自身より先に入社したとする元同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が同資格を取得したと主張する昭和 41 年 1 月 1 日より後となっている。

さらに、申立期間当時の事業主及び複数の同僚が給与担当者であったとして氏名を挙げた者は、既に死亡しており、現在の事業主は、当時の資料が残っていないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明である旨回答しているなど、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。